

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年11月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 2400539 号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 2400014 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB事業所(現在は、C事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 40 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

② 昭和 62 年 9 月 1 日から昭和 63 年 3 月 1 日まで

私は、請求期間①については、D市EにあったA事業所に、請求期間②については、F市G区HにあったB事業所に、それぞれ正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。請求期間①及び②に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、D市EにあったA事業所で歯科助手として勤務していた旨主張しているが、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによる調査を行ったものの、D市に「A事業所」という名称の適用事業所の記録は確認できない上、A事業所の請求期間①当時の事業主に文書照会したところ、その親族は、同事業主は高齢のため回答することができず、同事業所に係る資料の保管もなく、請求期間①当時の厚生年金保険の取扱い等については不明である旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者のA事業所における雇用保険の加入記録は確認できない上、請求者は、同事業所の同僚の氏名を記憶していないため、同僚に照会することができず、同僚から証言を得ることができないことから、請求者の請求期間①における勤務実態及び同事業所における厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

さらに、請求者は給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 請求期間②について、C事業所の事業主は、入社年月日及び退職年月日は不明であるが、請求期間②当時、請求者は正社員として勤務していた旨回答していることから、期間の特定はできないが、請求者がB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者のB事業所における雇用保険の記録は確認できないほか、請求期間②当時から同事業所が加入していたI健康保険組合は、請求者に係る同健康保険組合の加入記録はない旨回答している。

また、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成23年5月1日であり、請求期間②において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、C事業所の事業主は、厚生年金保険の適用事業所となる前の請求期間②において、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答している。

さらに、請求者は、B事業所の同僚の氏名を記憶していないため、同僚に照会することができず、同僚から証言を得ることができないことから、請求者の請求期間②における勤務実態及び同事業所における厚生年金保険の加入の取扱いについて確認することができない。

加えて、請求者は給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。